⑺　本工事は、工事計画について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
⑻　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格
⑴　国立大学法人北海道大学競争参加者心得第２の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（平成23・24年度文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,100点以上であること。
⑷　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上４階建以上かつ延べ面積4,000㎡以上の校舎又は研究施設の新営機械設備工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる新営工事の施工の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。
④　経常建設共同企業体については、全ての構成員が①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑹　文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」　（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
⑺　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⑻　本学と係争中の者、本学と係争中の者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第３項及び第４項」に規定する親会社、子会社、子会社とみなされる他の会社等及び本学と係争中の者と同一の親会社をもつ会社でないこと。

3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
・入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
・評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点、「加算点」は最高30点とする。
②　「加算点」の算出方法は、下記⑶の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる加算点の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
⑶　評価項目
評価項目は以下のとおりとする。
①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
・性能等
・社会的要請
②　工事全般の施工計画
・施工上配慮すべき事項等の技術的所見
⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒060―0808 札幌市北区北８条西５丁目　国立大学法人北海道大学施設部施設企画課施設契約担当　電話011―706―2069
⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成24年12月13日（木）から平成25年１月15日（火）まで　上記４⑴に同じ
原則として電子入札システムの本件調達案件概要の添付資料により交付する。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記４⑴にて交付する。
なお、図面の交付に当たっては、入札説明書に記載する本学指定の場所にて実費（約13,000円）により購入すること。
⑶　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法　平成24年12月13日（木）から平成25年１月15日（火）午後１時00分まで　上記４⑴に同じ 電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、提出期間内必着とする。
⑷　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札は、平成25年３月５日（火）午後１時00分まで　電子入札システムにより、入札すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、提出期間内必着とする。
なお、電送による入札は認めない。
開札は、平成25年３月６日（水）午前９時30分　北海道大学事務局入札室（新館４階））において行う。

5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付。
ただし、利付国債の提供（総長が指定する金融機関）又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。
なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に総長を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　国立大学法人北海道大学契約規程第８条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。